

松阪市中川新町地域交流センター条例

改正後				改正前			
(使用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除 (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額				(使用料の免除) 第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、別に定める基準により、使用料を免除することができる。			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
区分	午前	午後	夜間	区分	午前	午後	夜間
室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
多目的ホールA	1,320円	1,480円	1,810円	多目的ホールA	880円	990円	1,210円
多目的ホールB	1,320円	1,480円	1,810円	多目的ホールB	880円	990円	1,210円
多目的ホールC	1,320円	1,480円	1,810円	多目的ホールC	880円	990円	1,210円
会議室	1,320円	1,480円	1,750円	会議室	880円	990円	1,210円